

令和 8 年度墨田区食品衛生監視指導計画の主な事業（案）について

1 HACCP に沿った衛生管理の導入・定着

- ・ 新規営業施設について許可申請時や施設検査時等に丁寧に説明し、HACCP に沿った衛生管理を着実に導入させる。
- ・ 営業中の施設については、一斉監視や許可更新等で立ち入った際に、HACCP に沿った衛生管理が定着しているかを確認し、必要に応じて衛生管理計画の見直し及び「振り返り」の実施を指導する。対応が不十分な施設については、記載方法等について指導する。
- ・ HACCP に沿った衛生管理を実施済みの施設に、HACCP 取組中ステッカーを交付するとともに、消費者に対し、リーフレット「HACCP ステッカーで安全な食事を選ぼう！」等を配布して、ステッカー掲示店の利用を促す。

HACCP ステッカーは、令和 7 年 8 月末日現在、389 施設に交付済

- ・ 消費者に対し、家庭でも「家庭でできる 6 つのポイント」等を配布して、家庭でも HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の普及を図る。

2 営業施設の監視指導・収去検査

今年度と同様の規模を目標とする。

- ・ 監視指導目標件数：3,000 件
- ・ 収去検体数：200 検体

3 リスクコミュニケーション

- ・ 消費者向け講習会を実施する。
令和 8 年度：食品表示（予定）
令和 7 年度：アニサキス
令和 6 年度：アニサキス
令和 5 年度：食品表示
- ・ 引き続きすみだこを活用した普及啓発事業を実施する。特に生又は加熱不十分な鶏肉等の危険性について周知していく。

4 営業許可に関わる届出手続き等のオンライン化

事業者の方が窓口に来庁することなく届出ができるように、手続きのオンライン化を推進する。オンライン化を進めることで、手続きの効率化と事業者の利便性向上を図る。